

令和2年5月22日

保護者のみなさまへ

堺市教育委員会 学務課長

就学援助金に係る申請受付について

平素は、本市の教育にご理解とご協力を賜りありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う学校園の臨時休業措置に伴い、就学援助の申請受付を延期しておりましたが、今年度の受付を下記により学校及び区役所で実施しますので、お知らせします。

なお、今年度に限り、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、郵送による申請受付を5月22日から実施しています（裏面参照）。

郵送の申請方法等については、裏面及び堺市ホームページ等で確認してください。

堺市ホームページ（<http://www.city.sakai.lg.jp/smph/kosodate/kyoiku/tetsuzuki/hojo/iryohi.html>）

郵送による申請をされた方は、学校や区役所での申請は不要です。

6月30日までの郵送申請と下記申請期間中の区役所または学校申請の取扱いは同じになります。

記

* 区役所及び学校申請受付期間

令和2年6月16日（火）～30日（火）（土・日曜日を除く）

上記期間後も翌年2月26日（金）まで（土・日曜日、祝休日を除く）申請を受け付けますが、7月以降の申請者のうち、認定となった方については、申請月からの分が支給対象となります。（郵送申請の場合は、2月28日（消印有効）まで受け付けます）

なお、6月末までの就学援助申請者のうち、認定となった小・中学校1年生の方には、入学用品費を支給します（3月に入学準備金を受給した方は支給対象外）。

就学援助金の支給については、「令和2年度 就学援助制度のお知らせ」（以下「お知らせ」）に挟み込まれた「令和2年度 就学援助制度のお知らせ変更点」（以下「変更点」）の裏面「〇 3ページ 4 決定の通知と援助金の支給の変更点」の流れとなります。

* 申請方法等

「お知らせ」及び「変更点」を熟読の上、「お知らせ」4ページの記入例に基づき記入してください。

* 各種通知書について

6月末までの申請者の内、所得の確認が出来なかった方には「所得不明通知書」を8月上旬に、申請の結果については、9月中旬に「認定通知書兼口座振込通知書」または「非認定通知書」を送付する予定です。

* 認定者への支給について

6月末までの申請者の内、認定になった方への支給は、9月下旬を予定しています。

支給日、支給額等の詳細は、支給前に送付される「認定通知書兼口座振込通知書」でご確認ください。

上記以外の申請に関する事やその他詳細については、「お知らせ」や「変更点」をご覧ください。

※ 「堺市支援学級等就学奨励費」の申請の案内については、対象者に学校を通じて配布いたします。申請される方は、「令和2年度 堺市支援学級等就学奨励費の支給申請について」をご覧ください。

※ 区役所及び学校申請については、本市における感染の状況を踏まえ延期する可能性があります（郵送申請は継続して2月28日まで受付します）。

裏面へ

郵送申請について

◆ 申請期間 5月22日（金）～ 6月30日（火）（消印有効）

注 6月30日に投函した場合、郵便局の収集時間の関係により、消印が7月1日になる恐れがあります。消印が7月1日となっていれば、6月30日に投函されたとしても7月申請の扱いとなるので、6月30日及び各月最終日に投函される場合は、直接郵便局（堺局・金岡局・中局・泉北局・鳳局・浜寺局・美原局）のゆうゆう窓口まで、受付時間内（郵便局で確認してください）に持参してください。

上記期間後も翌年2月28日（日）（消印有効）まで申請を受け付けますが、7月以降の申請者の内、認定になった方への支給については申請月からの分となります。

- ◆ 申請書 学校から配布されたもの（堺市ホームページからダウンロードも可）を学務課まで郵送してください。
申請書については、「お知らせ」4ページの記入例を確認しながら、ご記入ください。

- ◆ 添付書類 「お知らせ」2ページ「2就学援助を受けることができる方」（2）の表をご確認いただき、③・⑤～⑩に該当する方は、表中右側の添付書類（コピーしたもの）を同封してください。
添付書類が無い場合は、基準額と前年所得（同一世帯全員の合計所得額）での審査（基準額は「お知らせ」2ページ「2就学援助を受けることができる方」（1）参照）となります。

- ◆ 送付先 学務課（〒590-8501）へ
上記の通り封筒に直接ご記入いただくか、下部に記載の点線枠内を切り取り、封筒に貼り付けて送付してください。＜住所の記入は不要です＞

※ 送付前に下記注意事項をご確認ください。

- ・ 申請書に記入漏れや誤り、朱肉を使う印鑑での押印漏れ等があった場合は、申請の受付ができない場合や、審査に遅れが生じることがありますのでご注意ください。
- ・ 小中学校に兄弟姉妹がいる場合、申請書が複数枚手元に届きますが、提出は1枚で結構です。
申請書の「申請児童生徒欄」に小中学生全員をご記入ください（国立・私立・支援学校は対象外）。
1枚に書ききれない場合は2枚に分けてご記入ください（「申請児童生徒欄」以外の項目は、2枚目に記入する必要はありません）。
- ・ 郵便の不着や遅延等の責任は一切負えません。
万が一の郵便事故がご心配な方は、「特定記録郵便」又は「簡易書留」等記録に残る郵便で送付してください。
- ・ 申請を受理した証「受理証」については発行いたしません。
「受理証」を希望される方は、区役所及び学校申請受付期間に区役所又は学校で申請をしてください。

その他ご不明な点等がありましたら、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ先
堺市教育委員会 学務課 奨学係
Tel. 072-228-7485
Fax. 072-228-7256
Mail. kyogaku@city.sakai.lg.jp

学務課（〒590-8501）へ